

米原市子ども条例

— 逐条解説 —

条例改正の検討について

前文

- 第1章 総則（第1条～第3条）
- 第2章 子どもの人権（第4条・第5条）
- 第3章 協働の取組（第6条～第10条）
- 第4章 基本となる施策（第11条～第17条）
- 第5章 施策の推進（第18条～第20条）
- 第6章 雜則（第21条）

付則

【 条例の構成 】

子ども条例の構成は、おおむね次のようになっています。

前文において、子ども条例の骨格となる考え方などを説明

第1章として、この条例の目的、基本理念や定義について規定

第2章として、子どもの権利について規定

第3章として、地域をあげて子どもの成長を支えるための各主体の役割について規定

第4章として、市が取り組む柱となる施策について規定

第5章として、施策を推進するための計画および体制について規定

第6章として、この条例に定めることのほかは別に定めることについて規定しています。

なお、この条例は、平成26年4月1日から施行するものです。

【 条例文全般 】

本条例は、子どもや市民が親しみ持てるよう、「です、ます」体で表記するなど、できる限り分かりやすい表現となるよう成文化しています。

前 文

子どもは社会の宝であり、未来をつくる力と希望です。

すべての子どもは、かけがえのない存在として、家庭や地域の人々に大切にされ、人との関わりの中で、愛情を実感しながら、それぞれの個性や能力に応じた成長をしていきます。

大人は、子どもの人権を守り、子どもの年齢や発達に応じた支援と見守りを行うとともに、誰もが家庭や地域の絆を大切にして、人と人とのつながりの中で幸せを感じられる子どもにやさしい社会を築いていかなければなりません。そして、子どもが生きる力を育みながら将来に夢と希望を持ち、協働の大切さを知り、郷土に愛着と誇りを持って、いつまでも住み続けたいと思えるまちにしなければなりません。

《子ども・子育て支援事業計画基本理念》

「夢育み 笑顔あふれる米原市

～子どもとともに光るまち～」

伊吹山や琵琶湖、ホタルなど美しい自然に恵まれたふるさと

地域の伝統行事や文化遺産に恵まれたふるさと米原

人と人の絆が息吹くふるさと米原

これらを後世に継承するとともに、次代を担う子どもの大切さを市民が共有し、子どもの育ちと子育てを社会全体で支え合う、元気と笑顔があふれるまち米原の実現を目指し、この条例を制定します。

【 解説 】

前文では、この条例における子ども観や、子どもと向き合う大人の役割と姿勢、子育ち・子育てに関する市の将来像など、条例の骨格となる考え方について記載しています。

恵まれた自然環境、地域の伝統行事、人や地域との絆および協働を地域固有の特色ある資源として後世に伝承し、これらを生かしながら元気と笑顔があふれるまちの実現を目指すこととしています。

また、子どもの育ちと子育てを社会全体で支援し、米原市を「県内一の子育てしやすいまち」にすることで地域に元気やにぎわいがあふれ、子どもをはじめ全ての人が将来に夢と希望を持つことができる「希望都市まいばら」を創造するという思いが込められています。

「協働」は、米原市自治基本条例において、まちづくりを行う上での基本事項として定義付けられています。

(目的)

第1条 この条例は、子どもが心身ともに健やかに育つことができ、すべての人が安心して子どもを産み育てることができるよう、家庭、育ち学ぶ施設、地域、事業者および市（以下「各主体」といいます。）の役割を明らかにし、施策の基本となる事項を定めることにより、子どもの育ちと子育てを社会全体で支え合うまちを実現することを目的とします。

【解説】

第1条は、条例制定の目的を明らかにしたものです。

この条例は、子どもの育ちと子育てを社会全体で応援し、安心して子どもを産み育てができるまちづくりを目的としています。そのためには、親だけでなく社会全体が役割分担しながら協働で取り組む必要があります。これにより、子どもに関わる全ての人にとって住みよいまちにつながっていくと考えています。

子ども権利条約④
こども基本法1

(基本理念)

第2条 子どもが心身ともに健やかに育つことができるまちづくりは、子どもの人格と権利を尊重することを基本として取り組みます。

2 子どもの育ちと子育ての喜びが実感できるまちづくりは、子どもの幸せを最優先に取り組みます。

3 子どもの育ちと子育てを社会全体で支えるまちづくりは、各主体の役割を応じて相互に連携し、協働して取り組みます。

子ども権利条約②
こども基本法4

【解説】

第2条は、第1条の目的を実現するために必要な基本的な考え方と取り組み方について定めています。

子どもに対する基本的な考え方として、子どもは一人の人間として人格と権利を有していることを市民全体で共有すべき事項として定めています。

さらに、まちづくりを進める上において、子どもにとって何が一番大切なことなのかを考え、また、その取り組み方は、子どもに関わる全ての人が、それぞれの立場から取組を進めていくことを定めています。

子どもにとっての最善の利益を、ここでは「子どもの幸せ」と表現し、子ども条例を運用する上で最も重要な基本原則になります。

(定義)

第3条 この条例において「子ども」とは、18歳未満の者をいいます。

2 この条例において「育ち学ぶ施設」とは、学校教育施設、社会教育施設や児童福祉施設など、子どもが育ち、学ぶために利用する施設をいいます。

【 解説 】

第3条は、用語の定義を定めています。

「子ども」の定義は、法律によって異なりますが、児童福祉法（昭和22年法律第164号）や1989年に国連で採択された児童の権利に関する条約で18歳未満を「児童」と定義していることを踏まえ、この条例においては「18歳未満」を「子ども」としています。

「育ち学ぶ施設」としては、設置者の公私を問わず、主に市内の保育所、幼稚園、学校など子どもが通園・通学している施設に加え、公民館、図書館などを想定しています。

なお、児童の権利に関する条約は、現在世界中のほとんどの国と地域が批准しており、日本は1994年に批准しています。

《こども基本法》

「子ども」とは「心身の発達の過程にある者」と定義

子どもが若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者

第2章 子どもの人権

(人権の尊重)

第4条 大人と子どもは、基本的人権を尊重し、命を尊ぶとともに、人を思いやる心を持つことに努めなければなりません。

【 解説 】

第4条は、全ての人が、人として生きていく上で、一番大切なことを示しています。命の尊さを知り大切にするとともに、自分だけでなく相手も思いやる気持ちを持つことが重要です。

《子どもの権利条約の4原則》

- ① 命を守られ成長できること
- ② 子どもにとって最もよいこと
- ③ 意見を表明し参加できること
- ④ 差別のないこと

《こども基本法 基本理念》

- 1 差別的取扱いを受けることがないようにすること
- 2 適切に養育されること、その生活を保障されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること
- 3 意見を表明する機会および参画する機会が確保されること
- 4 最善の利益が優先して考慮されること

(子どもへの約束)

第5条 大人は、子どもが社会の一員であり、未来を担うかけがえのない宝であることを認識し、次の子どもの権利を守り、子どもの育ちを支援します。

- (1) 命を大切にし、自分を愛し、自分らしく生きること。
- (2) 夢と希望に向かって、健やかに育つこと。
- (3) 守られ、安心して暮らすこと。
- (4) 自分の意見を表明したり、主体的に活動できること。

子ども権利条約①
こども基本法2

子ども権利条約③
こども基本法3

【 解説 】

第5条は、大人は、子どもが未来を担う存在であるとの認識のもと、その人材を育てるという観点から、子どもの幸せを最優先に考えながら、子ども一人一人の成長を守り育て支援していくことを示しています。

また、児童の権利に関する条約で提唱されている4つの権利「生きる、育つ、守られる、参加する」を守り保障することを、大人から子どもへの約束として分かりやすく定めています。

第3章 協働の取組

(家庭の役割)

第6条 家庭は、子どもにとって最も身近な社会で、成長の原点であることを理解し、次の役割を果たすよう努めます。

- (1) 愛情とふれあいを大切にしながら、お互いの絆を深め、子どもの心身のよりどころとなる環境をつくること。
- (2) 子どもとともに育ち合いながら、基本的な生活習慣や社会の決まりなどを身に付け、心身ともに健康な生活を送ること。

【 解説 】

第6条は、子どもにとって最も身近な存在である「家庭(保護者)」の役割について定めています。

「家庭」とは、一緒に生活している家族のほか、別々に生活している親族も含んでいます。

児童の権利に関する条約でも、子育ての第一義的な責任は保護者にあるとされており、子どもが健やかに成長するためには、家庭の関わりが大きく影響してきます。子育てにおける家庭の役割について、改めて大人が自覚する必要があります。

家庭は、子どもにとって安心して過ごせる心身のよりどころとすることを定めています。また、子どもがよりよく成長するために、生きていく上で必要な基本的な生活習慣や決まりなどを身に付けるための家庭内における教育を行うことを定めています。

(育ち学ぶ施設の役割)

第7条 育ち学ぶ施設は、子どもの育成における社会的な使命を担うことを理解し、次の役割を果たすよう努めます。

- (1) 子どもが集団の中で自ら学び、考える力などを身に付け、知識の習得や心身の発達を助ける教育を推進すること。
- (2) 子どもの年齢や発達に応じた、遊び遊ぶ場としての環境をつくること。
- (3) 子どもや保護者が相談しやすい環境を整えるとともに、人権教育やいじめの防止に関する教育を推進すること。
- (4) 家庭、地域および事業者と連携し、地域に開かれた環境をつくること。

【 解説 】

第7条は、子どもの育成において社会的な使命を担っている「育ち学ぶ施設」の役割について定めています。

育ち学ぶ施設は、家庭以外で子どもが多くの時間を過ごす場所であり、集団の中で社会性を学ぶ場所でもあります。子どもの年齢や発達に応じた支援、人権教育やいじめの防止に関する教育、さらには親しみやすく気軽に世代間や地域の交流などができる開かれた環境づくりが大切です。

(地域の役割)

第8条 地域は、日常のふれあいを通じて、子どもの社会性や豊かな人間性を育む場であることを理解し、次の役割を果たすよう努めます。

- (1) 地域の絆を大切にしながら、子どもを見守り、子どもが安心して過ごせる環境をつくること。
- (2) 地域の伝統や文化を伝承しながら、子どもが地域の一員として自主的かつ主体的に社会参加するために必要な支援をすること。

【 解説 】

第8条は、子どもにとって身近な社会である「地域（地域住民）」の役割について定めています。

「地域」とは、その地域で生活する人だけを指すのではなく、自治会、子ども会、老人会などの市民活動団体、その他ボランティア団体など地域で活動する団体も含みます。

地域住民の声掛けなど、ふれあいが希薄化している中で、地域の伝統行事や文化活動を通して、子どもとふれあい、子どもが社会参加するための機会を確保していくことにより、地域は活性化し、地域の連帯感と教育力が高まり、大人と子どもがお互いに理解し合い、地域の絆が生まれるものと考えます。

(事業者の役割)

第9条 事業者は、その事業活動を通じて子どもの育成を支援することを理解し、次の役割を果たすよう努めます。

(1) 子どもとの関わりを深めることができるための職場環境をつくること。

(2) 家庭、育ち学ぶ施設、地域および市と連携し、子どもの育成に関する活動に協力すること。

【 解説 】

第9条は、事業活動の中で子育て支援への関わりが深い「事業者」の役割について定めています。

「事業者」とは、市内にある法人および事業を営む個人などをいいます。

事業者も子育てを地域ぐるみで支える一員として、子育て支援の施策に協力するよう努めるとともに、従業員が子どもとふれあえる時間が作れるようサポートし、仕事と子育ての両立ができるよう職場の環境づくりに努める必要があります。また、職場体験などを通じた学習機会を提供し、子どもの社会性を育む役割も担います。

(市の役割)

第10条 市は、子どもの育成について、次に掲げる役割を果たします。

(1) 子どもの育成に関する施策を総合的かつ計画的に実施すること。

(2) 家庭、育ち学ぶ施設、地域および事業者の相互の連携や協力による活動が促進するよう調整と支援を行うこと。

【 解説 】

第10条は、子どもの育成に関する施策を策定し、実施する「市」の役割について定めています。

「市」とは、地方自治体である「米原市」をいい、市長部局のほか、教育委員会などの執行機関を含みます。

この条例を推進するために、市として様々な施策に取り組むとともに、家庭、育ち学ぶ施設、地域および事業者との調整などを行う必要があります。

第4章 基本となる施策

(子育ての支援)

第11条 市は、子どもを育てる力を向上させるための総合的な子育て支援を推進します。

- 2 市は、子育てと仕事の両立を支援する環境づくりを推進します。
- 3 市は、子どもの養育に関し、必要な支援に努めます。

【解説】

第11条は、子どもの保護者や家庭への支援について定めています。

子どもが健やかに育つためには、家庭における関わりが最も大切であるため、保護者が親としての役割を発揮できるよう家庭内における教育力の向上、さらに地域における子どもを育てる力を向上させるための支援を進めます。

地域ぐるみで子育てを支援する取組として、企業や商店などの登録制度による「まいちゃん子育て応援隊」や市民からの協働提案による取組の推進など子育てを支援する市民、地域および事業者の育成について定めています。

また、子育てと仕事の両立のための支援として、働きやすい環境づくりの推進や子育てに係る経済的な支援などの取組を進めます。

(安全で安心な生活の確保)

第12条 市は、子どもの安全な生活を確保するための環境の整備を推進します。

- 2 市は、関係機関と連携し、子どもに対する犯罪の防止や子どもが安全かつ安心して育つ環境の確保に努めます。
- 3 市や地域は、子どもが安心して過ごすことができる居場所づくりに努めます。

【解説】

第12条は、子どもたちが安心して過ごせる生活環境を確保するための取組について定めています。安全な通学路の確保や誰にでもやさしいバリアフリー化の推進など、子どもが安心して暮らせる生活環境の整備を進めます。

また、悪影響を及ぼす有害な社会環境の排除や犯罪の防止、子どもたちが事件や事故に巻き込まれないよう子どもを守るための取組、さらには子どもが成長していく上で必要な場所として「遊び、学び、集う」場とともに「心の居場所」の確保を進めます。

居場所とは、公園、公民館、公共施設などの施設や放課後児童クラブなど身を置く場所、様々な社会環境や自然環境の中で体験活動のできる場所を指します。さらに、人や地域とのふれあいの時間など自分の存在価値が実感できる「心の居場所」も意味します。

居場所は、大人たちが押しつけて与えるものではなく、あくまで子ども自身が居場所を見つけることができるよう、大人や地域などが支援していくことが大切です。

子どもの権利の保護

(子どもの育ちの支援)

第13条 市は、子どもが心身ともに健康的な生活を送るための支援を推進します。

- 2 市は、子どもに対する虐待、いじめ等の予防や早期発見に努め、関係機関と連携して、子どもの人権を守り、救済するため必要な措置をとります。
- 3 市は、子どもからの相談や子どもについての相談に対し、関係機関と連携して速やかに対応します。

【 解説 】

第13条は、子どもが心身ともに健やかに成長していくための取組について定めています。

安心して子どもを産み、育てることができるよう、子どもの医療や保健対策の充実、子どもや保護者の心身の健康づくりへの支援を進めます。また、子ども自身からの相談や子どもの成長や子育てに係る不安や悩みを解消するための相談などの取組を進めます。

さらに、子どもに対する虐待やいじめなど子どもの人権や生命を守るとともに、救済するための取組や連携体制の強化を図ります。

「関係機関」とは、子ども家庭相談センターや警察署などをいい、市と連携し、協力しながら速やかな対応をしていきます。

(保育と教育の充実)

第14条 市は、安全で安心な保育と教育の環境整備を推進します。

- 2 市は、子どもが年齢や発達に応じて健やかに成長できる保育と教育を推進します。
- 3 市は、子どもが豊かな心と感性を育み、生きる力を身に付けるための教育を推進します。

【 解説 】

第14条は、家庭以外で、子どもが活動時間の大半を過ごす場所である保育所、幼稚園、学校などの保育および教育の環境の充実について定めています。

安心・安全な保育および教育環境を確保するため、保育所、幼稚園、学校などの施設整備を計画的に推進します。

保育および教育については、それぞれの子どもの成長や発達に応じた関わり方が必要であり、きめ細かな対応を行うことが大切だと考えています。

「生きる力」とは、変化の激しいこれからの社会を生きるために必要な知識、豊かな人間性、健康や体力などを総称して表現しています。子どもの成長に応じて、それぞれの個性や特性を伸ばしながら健やかに成長できるための教育を推進することを示しています。

意見を表明する機会および参画する機会の確保

(子どもの社会参加の支援)

第15条 市は、子どもが意見を表明したり、社会に参加する機会を確保するとともに、子どもの意見がまちづくりに反映できるよう努めます。

2 市は、子どもが自然や地域社会とのふれあいの中で、郷土に愛着を持って心豊かに育つことができるための環境づくりを推進します。

【 解説 】

第15条は、子どもは一人の市民として、まちづくりに参加する機会の確保や、自分自身の考えを表明できるようにする取組について定めています。

まちづくりを進めるためには、幅広い世代からの意見を聴き取ることが大切であり、次世代を担う子どもたちの意見を反映させることができ多面的でよりよいまちづくりにつながるものと考えています。

さらに、地域行事の中で、郷土に愛着を持てる遊びや体験の場を提供するなど、子どもが感性をもって心豊かに育つことができる環境づくりを推進します。

世代間を超えた交流の中で相手を思いやる気持ちを育むことや自然を通した交流の中であるさと米原に誇りと愛着を持つことなど、様々な体験やふれあいを深めることは子どもが成長する上で、大切なことと考えています。

(家庭と地域の教育力)

第16条 市は、家庭や地域において子どもを育成するために必要な教育力を高める取組を推進します。

【 解説 】

第16条は、市が特に重視して推進したい取組として、家庭や地域における子どもの関わり方や教育力を高めていくことを定めています。

人が生まれて初めて結ばれるのは親子の関係であり、子どもの成長に重要な役割を果たすのは家庭です。親子の関係をはじめ家庭において子どもと向き合い関わりが深まるための取組、さらに家庭における教育力を高めるための取組や子どもの成長や発達に応じた家庭教育を支援するための取組を進めます。

また、希薄化しつつある地域における子どもとの関わりを再認識し、地域活動や伝統行事などへの子どもの参加を通して地域ぐるみで子育てを応援する機運を高めるための取組を進めます。

(施策推進の措置)

第17条 市は、子どもの育成に関する施策を実施するため、財政上の措置などの必要な措置をとります。

【 解説 】

第17条は、子どもに関する取組を実施するため、予算や基金の積み立てをはじめ、実施するための組織や人的支援などの手立てを行うことを定めています。

子どもの育ちと子育てを支援することは、米原市にとっての最も大切な「人」づくりの基礎であり、それは、人を育てるごとに同時にまちの未来への投資でもあると考えています。

財政上の措置とは、子育て支援を充実させることができが未来の人づくりとまちづくりにつながるという理念を具現化するための市の強い姿勢の表れを意味しています。

あわせて、市民の参加を促し、地域をあげて子育ての環境づくりに取り組むための啓発などを行います。

第5章 施策の推進

《基本計画》

「米原市子ども・子育て支援事業計画」 → 「米原市こども計画」

(基本計画)

第18条 市は、子どもの育成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画（以下「基本計画」といいます。）を策定します。

- 2 市は、基本計画を策定するときは、市民の意見を反映することができるよう努めます。
- 3 市は、基本計画を策定したときは、分かりやすく公表します。

【 解説 】

第18条は、子どもの育成のための施策を計画的に進めるための基本となる「米原市子ども・子育て支援事業計画」を策定することを定めています。

この計画は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づき策定する計画であるとともに、子育ち・子育てしやすいまちの実現のために、達成しようとする目標や内容、実施期間などを明らかにするもので、子どもや市民の意見を大切にしながら作成します。

さらに、社会の状況や経済情勢の変化などの理由により必要に応じて計画内容を見直していくものとします。

(評価)

第19条 市は、子どもの育成に関する施策を効果的に推進するため、基本計画に基づいて行った施策について評価します。

2 市は、基本計画に基づく施策を評価したときは、分かりやすく公表します。

【 解説 】

第19条は、「基本計画」に基づいて行った取組の結果について、毎年、点検・評価を行い、公表することを定めています。

点検・評価に当たっては、市民を交えて検証していくものとし、その結果を分かりやすく公表していきます。

(推進体制)

第20条 市は、子どもの育成に関する施策を推進するために必要な体制を整備します。

【 解説 】

第20条は、施策を推進するための推進体制を整備することを定めています。

「必要な体制」とは、施策を推進するために関係部署が連携し協力する市の組織体制をいいます。また「子ども・子育て審議会」において、子どもの施策に関することや計画策定における審議、さらに取組の点検・評価を行うことも示しています。

第6章 雜則

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長その他の執行機関が別に定めます。

【 解説 】

第21条は、この条例の施行に関して、事務処理のあり方などを別に定めることを示しています。

「その他の執行機関」とは、主なものとして教育委員会などがあります。

付 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行します。

【 解説 】

付則では、この条例が実際に効力を有することとなる日を定めています。